

11月1日  
から

# 『冬期福祉手当』申請受付中

町では、高齢の方や心身に障がいのある方の冬期間の在宅福祉の向上を図ることを目的に、「冬期福祉手当」を給付します。

## 【給付対象世帯】

町内に住所を有する世帯のうち、在宅で次の①～⑧のいずれかに該当する町民税非課税世帯とします。ただし、生活保護世帯は対象から除きます。

- ① 満75歳以上の高齢者のみの世帯
- ② 満18歳に達する日以後、最初の3月31日までの児童を扶養するひとり親世帯
- ③ 特別児童扶養手当の支給対象障がい児がいる世帯
- ④ 特別障害者手当・障害児福祉手当を受給している方がいる世帯
- ⑤ 療育手帳Aの交付を受けている方がいる世帯
- ⑥ 身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている方がいる世帯
- ⑦ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方がいる世帯

いる世帯

⑧ 特定疾患医療受給者証(国が定める疾患に限る)の交付を受けている方がいる世帯

## 【手当の金額(年額)】

一世帯あたり5,000円

## 【申請の手続き】

申請する方は世帯主です。

必要なもの

世帯主の印鑑、世帯主名義の預貯金通帳、給付対象であることを証明するもの(各種手帳、特定疾患医療受給者証、ひとり親家庭等医療費受給者証、児童扶養手当証書など)

※代理人が申請書を提出する場合もこれらを持参してください。代理人の印鑑は不要です。

受付期限

令和3年3月31日(水)

## 【申込先】

- 八雲地域
- ・保健福祉課高齢者福祉係
- ・住民生活課社会係
- ・落部支所



○熊石地域

・熊石総合支所住民サービス課

## 【問い合わせ先】

・保健福祉課高齢者福祉係

(シルバープラザ内)

☎0137-64-2111

・熊石総合支所住民サービス課

☎01398-2-3111

## 11月11日～17日は「税を考える週間」 テーマ「くらしを支える税」

国税庁では、「税を考える週間」の実施に合わせて次の取組を行っています。

- ・国税庁HP内に特設ページを設け、調査や徴収等業務をドラマ仕立てで紹介。
- ・YouTube国税庁動画チャンネル、国税庁HP「Web-TAX-TV」などの新着情報をツイッターで発信
- ・社会人や大学生等を対象とした講演会等の開催
- ・関係民間団体等と連携し各地でのイベント、作品展



## 庭木、不要木の伐採 お任せください!

- ご自宅、会社の敷地、未使用地などの伐採
- 伐採後の処理も実施いたします。
- 敷地内の草刈り、除草などのご相談
- 薪の販売
- キャンプの必需品!スウェーデントーチあります。



## 八雲産業(株)八雲事業所

TEL:0137-62-2608 八雲町宮園町120番地1

〈広告〉

障害のある方々の就労を叶えます

実績多し!!

仕事 決まったよ!

障害者手帳、障害者基礎年金の証明書  
自立支援医療受給者証をお持ちでない方もお気軽にご相談ください。

今すぐお電話を!

障害者就労移行支援事業所  
町内で訓練しています

0138-83-8018  
030-1896-1077

jobsp.hirano@gmail.com

〒990-0001 秋田県弘前市後志町1-7

ジョブシード 検索

〈広告〉